

第34回雪の聖母会健康保険組合組合会議事録

1. 開催日時 令和6年6月27日(木) 午後1時30分

2. 場 所 社会医療法人 雪の聖母会
聖マリア病院 外来棟7階大会議室

3. 議 員 数 18名(選定議員9名、互選議員9名)

4. 出 席 議 員 18名

①選定議員	井手 義雄	谷口 雅彦	松本 彰
	濱田 章	東 治道	古賀 仁士
	井上 正明	篠原 章	
委任状(代理)出席	岡田 尚子		
②互選議員	井手 睦	福田 賢治	上岡 和代
	福井 卓子	立花 秀之	篠原 則康
	石橋 喜子	松永 真治	
委任状(代理)出席	神代 明美		
	本人出席		16名
	委任状(代理)出席		2名
	合計		18名

5. 召集年月日 令和6年5月31日(金)

6. 審議事項

第1号議案 令和5年度事業報告書(案)
第2号議案 令和5年度収入支出決算(案)
監査報告
第3号議案 令和5年度収入支出決算残金処分(案)
その他 理事長専決処分について
保険証廃止に関する取扱いについて

7. 理事長挨拶

只今より、第34回雪の聖母会健康保険組合組合会を開催いたします。
本日は令和5年度の事業報告書、令和5年度の収入支出決算などを審議い

たしますのでよろしくお願いします。

雪の聖母会健康保険組合の中心である聖マリア病院では診療体制を検討しています。この一年間でいろいろな準備を行い、来年のセンター化していくその過程において診療内容の検討を行っていく予定です。そういった中で、診療報酬、介護報酬の改定がございましたが、残念なことに雪の聖母会全体としては4月、5月の2ヶ月で3億円の赤字です。6月からは新しい診療報酬で請求を行います。6月がどのくらい収入増加が期待できるか。赤字であれば聖マリア病院の事業計画の見直しが必要になる。6月からは給与のベースアップが始まるがこれをカバーできるかどうか。出来なければ大幅な事業計画、収支予算書の再検討に入ります。ただし、健康保険組合とは混同しないでください。これから令和5年度の事業報告書、令和5年度の収入支出決算を説明しますので、検討いただきご発言をお願いします。病院については診療報酬の影響がはっきりしていませんので、大きく修正する可能性があることをお含みおきください。

本日の組合会は、第1号議案が令和5年度事業報告書案、第2号議案が令和5年度収入支出決算案、監査報告、第3号議案が令和5年度収入支出決算残金処分、その他もございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8. 議長選出

健保法施行令第10条第1項の規定により理事長に議長を依頼。

9. 定足数報告及び会議成立宣言

選定議員9名、互選議員9名、議員総数18名のうち、本日出席の議員数及び議決権数は、出席者数18名となり、健康保険法施行令第9条に規定する定足数に達しており、本会議が有効に成立していることを報告。

10. 議事録署名者の指名

議事に先立ち本会議の議事録署名者に選定議員から篠原章議員、互選議員から篠原則康議員の2名を議長が指名し、全員異議なしにより選任された。

11. 審議事項

議長

それでは、審議事項に入ります。

第1号議案 「令和5年度事業報告書（案）」
第2号議案 「令和5年度収入支出決算（案）」
については、関連議案ですから、一括して濱田事務長から説明願います。

濱田事務長

別添、資料Ⅰ「説明要旨」、資料Ⅱ「審議事項」に基づき説明。

議長

第1号議案 「令和5年度事業報告書（案）」
第2号議案 「令和5年度収入支出決算（案）」
について質疑を問う。

議長

保険証ですが、基本的には12月からマイナンバーカードへ切り替わり、保険証の番号はマイナンバーカードに入ることですか。また、退職した方の情報はどうなるのでしょうか。

濱田事務長

今、皆様がお持ちの保険証は最長で令和7年12月1日まで使用できます。一方、今年12月1日以降に入職した方には、保険証を交付しません。マイナンバーカードが基本となり、マイナンバーを持っていない人などには保険証に替わるものを交付することになります。また、マイナンバーカードには保険証の記号番号が紐づけされるので、退職した場合、マイナンバーカードにはそれまで聖マリア病院に勤めていた情報に加え、新たに加入した情報が入り繋がります。

松本理事

喪失をすると健保組合で資格喪失処理を行いますので、その喪失したという情報が支払基金へいきます。次に新しい保険者が出来ますので、資格取得の情報も支払基金にいきます。それで繋がりますので本人に不利益はないということになり、継続して健康保険の使用が可能になります。マイナンバーカード自体は何も変わりませんが、その中に入っている情報として、喪失、取得があり、その情報が全部中間サーバーと呼ばれる支払基金に収集されますので、本人には支障が出てこないということになります。

医療機関ではオンライン資格確認を行いますが、退職して次のところにお勤めになっても、支払基金に情報が集まって連結されていますので、医療機関が

マイナ保険証で資格を確認したら途切れることなく繋がった記録が出てきます。

立花議員

マイナンバーカードの利用率が上がらないという問題がありますが、今は人事からもらった保険証記号番号から給与天引きにしているがために利用率が上がらないのではないかと。1回はマイナンバーカードをご提示いただき、その後は天引きでいいですよという形を取ってはいかがか。いつまでも利用率が低くなってしまいますので、1回は提示していただかないといけないかなと考えているところです。

議長

マイナンバーカードにしてくださいというのは、病院の立場で言うのか、健康保険組合の立場として言うのか。

立花議員

両方ではないでしょうか。

濱田事務長

聖マリア病院の職員と家族の方でマイナ保険証を持っていない人のリストが出ますが、1000人程やっていない方がいますので、そこを潰していけば保有率は上がると思います。ただ、その方々の個人情報というのがあり、直接お知らせすることは不可能だと思いますので、全員に対して周知をする必要があると思われます。

松本理事

その情報は支払基金が持っていて、健康保険組合で見えることはできますが、見た情報を外部に出すことはできませんので、持っていないねと言うことはできないんです。

立花議員

カードを持たないこと自体は病院側の人事で把握しているので、12月2日からこうなるからできるだけ早く取ってくださいというのは人事から出来ると思います。ただ、保険証と紐づけたかどうかは分からないのでそれは全員に言うしかないんですね。

議長

それから高額療養費についてですが、健康保険組合で来年はどのくらいになるか検討はするんですか。

濱田事務長

聖マリア病院の職員あるいは家族が受診されて、窓口負担が高額になった場合に負担を軽減するために健康保険組合に請求していただいて本人に支払うものですが、今は窓口で高額を支払う必要がないように限度額適用認定証というものを提示すれば、最初から窓口で高額の支払いをしないで受診ができるようになっています。

松本理事

その点、マイナ保険証の関係で使い勝手が良くなって、限度額適用認定証の申請をしなくても確認ができます。

議長

他にご質問がなければ、監査報告に移りたいと思います。

井上監事

令和6年6月6日、雪の聖母会健康保険組合事務室において、令和5年度に係る経理事務全般に関し、収入支出決算書、関係帳簿、証拠書類、その他関係書類に基づき監査を実施した結果、決算処理をはじめ業務全般について正確かつ適正に事務処理がなされていることを確認しましたので、ご報告申し上げます。

議長

令和5年度監査報告について質疑を問う。
全員異議なしによりこれを承認。

議長

次に第3号議案 「令和5年度収入支出決算残金処分（案）」について、濱田事務長から説明願います。

濱田事務長

第3号議案について「資料1（説明要旨）」「資料2（審議事項）」に基づき説明。

議長

第3号議案 「令和5年度収入支出決算残金処分（案）」について質疑を問う。

立花議員

財政調整事業繰越金の金額を決めるルールを教えてください。

濱田事務長

退職されて任意継続をされた方が、1年間分の保険料をまとめて払いたいとして3月に前納した場合に、調整保険料については翌年度に繰り越すようなルールになっています。

松本理事

所属年度の違いです。3月に支払ってもらいましたが、翌年度の原資ですから翌年度に引き継ぐ。

議長

他に質問がないことを確認。
全員異議なしによりこれを承認。

議長

次に、その他「理事長専決処分について」及び「保険証廃止に関する取扱いについて」濱田事務長から説明願います。

濱田事務長

理事長専決処分及び保険証廃止に関する取扱いについて、資料に基づき説明。

議長

その他「理事長専決処分について」及び「保険証廃止に関する取扱いについて」の質疑を問う。

議長

保険証廃止については、健保協会や国保もこの流れでしょうか。

濱田事務長

この流れです。

立花議員

個人情報保護管理規程についてですが、第4条で第5項は設けられていませんが、病院でも同じ規程があり、第5項に、例えば健康保険組合に情報提供するというようなことを入れています。そういう項目を設ける予定はないでしょうか。

松本理事

健保組合が抱えている個人情報の第三者提供については、個人情報の保護に関する法律からしてこれでコンクリートです。私どもから外部に出すという制限が固まっていますから、例えば、聖マリア病院の方に個人情報を提供することも個人情報の保護に関する法律から出来ませんので、規程の方にも書くことはできません。

立花議員

規程として第5項を設けることができるようになっているようですが、駄目というのは不思議な気がします。

病院にも同じ規程があって、同じように第三者提供でこういう方々に提供することがありますという規程を設けています。

松本理事

個人情報の保護に関する法律に規定されている第三者提供には当たらないとされている方々には提供できるわけです。

立花議員

例えば、聖マリア病院に提供できるということを入れていただくとか。

松本理事

聖マリア病院に無制限に提供できるということが個人情報の保護に関する法律に合致しているかどうかです。

立花議員

恐らく、健康保険組合が持っている情報よりも病院が持っている情報の方がはるかに個人情報としてはレベルが高いものであって、それを提供しています。ですから、例えば聖マリア病院で研究するのに提供することが引っかけかとは思えません。

松本理事

私どもが持っている情報というのが、例えば、健康保険被保険者の記号番号は当然共有しておかないといけないので提供できますが、健康診断のデータやレセプトのデータというのは制限がかかっていますので、これは本人の了解がなければ絶対に外に出してはいけません。

立花議員

健保組合独自の規程があるのでしょうか。

松本理事

いえ。個人情報の保護に関する法律です。

立花議員

それであれば、聖マリア病院でも同じように出せないはずなんですが、出していますので、聖マリア病院に対して出すことが引っかかるとは思えません。

松本理事

第三者提供の条件に合っていないので出せません。個人情報の保護に関する法律第27条で第三者に該当するのかわからないのか。法律に合致していれば出せます。合致していなければ、例え設立母体である病院であったとしても個人情報は出せません。

議長

只今の内容はまた改めて議論いただければと思います。マイナンバーカードについては、事務局と人事部と一緒に頑張って徹底していかなければならないと思っていますので検討していきたいと思っています。

他はよろしいでしょうか。

全員異議なしによりこれを承認。

議長

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたしました。
長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございます。

閉会 午後3時00分

<審議結果>	賛 成	反 対
第1号議案	18	0
第2号議案	18	0
第3号議案	18	0
その他	18	0

議事録署名

議 長

井 上 義 雄



選定議員

篠 原 章



互選議員

篠 原 則 康

